

病気で働けなくなったときの 家計の変化を見える化する

今 回のテーマは「公的保険の給付を踏まえた医療保険の提案」です。

**リアルな情報提供が
できているか**

医療保険の提案時、当たり前のように高額療養費制度や傷病手当金のお話をされますよね。例えばこんなふうに話していませんか？
「病気になっても医療費がものすごく高額になることはありませんよ。健康保険には高額療養費制度というものがあって、1カ月に負担する医療費には自己負担上限額があるんです。年収によっても異

なりませんが、一般の方であれば、ご自身で負担する医療費の上限は約9万円。それ以上のお金はかからないので安心です。また、会社員の方ですと、自宅療養も含め会社に行けない場合には、傷病手当金と合わせて給与の約3分の2の給付が健康保険から受け取れるので無収入になることはありません」

「ただし、健康保険の対象とならない差額ベッド代や先進医療費は全額自己負担となり、場合によっては結構なお金が必要になります。その費用をカバーするために月額5000円から1万円程度の医療保険と、先進医療費をカバーする

特約やがん保険に加入するという選択肢がありますよ」

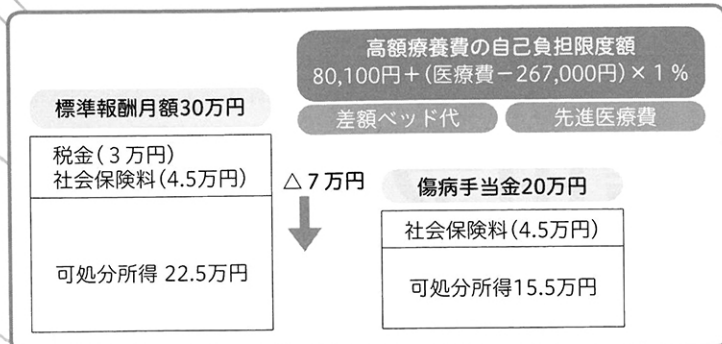
実際、このような流れでお話をする方も多いかと思いますが、残念ながら、これではお客さまに「リアルな情報」が伝えきれないと思います。

具体的な数字で説明し 家計を見える化する

高額療養費制度があるから医療費負担が破格になることはないし、傷病手当金があるから無収入になることもない。確かにそうなのですが、これでは、ぼんやりとした情報提供だと思ってしまうので、

傷病手当金は非課税ですから税金は引かれませんが、社会保険料は免除になりません。社会保険料は元気なときと同じ4万5000円でしたが、可処分所得は15万5000円です。お客さまが毎月22万5000円のすべてを使って生活していたとしたら、いつもより7万円赤字になってしまいます。

病気になった場合の可処分所得の変化



高額療養費制度の自己負担限度額は「8万1000円+(医療費-26万7000円)×1%」という公式で求めます(標準報酬月額30万円の場合)。実際にかかった医療費が100万円だったとしても自己負担の上限は8万7430円ということになります。でも、そもそも家計が7万円の赤字ですから、どうやりくりしましょうか？

また、差額ベッド代や先進医療の技術料などは健康保険が適用にならず全額自己負担ですから、差額ベッドや先進医療を使った場合は、このお金も赤字家計の中からやりくりしなければなりません。家計が赤字でも住居費や日々の生活費は、元気なときと同様にかかりますから、貯金を取り崩すこととなります。多くの場合、お子さんの学校のためとか、家を買う頭金とか、それぞれ理由や目的があって貯金をしているのでしようから、そこに手をつけてしまうとその後ライフプランが崩れてしまっておそれがあります。また、傷

病手当金は1年半で終わってしまうので、そのあとの家計を支える方法も考えておく必要があります。

**病気による経済的損失を
カバーするひとつの手段**

このように、公的保険の給付について、図を書きながら数字で具体的に説明することはとても大切です。病気のときの家計の変化をお客さまに理解していただくのです。このとき、長期療養による経済的損失をカバーする術がないということであれば、医療保険の提案が考えられます。

一方で、最近は長期入院をするケースが少なくなっているという現実もあります。外科手術を受けてもわずか数日の入院で退院した、がん治療に用いられる先進医療でさえも外来治療が中心だという話もよく耳にします。こうした情報もお伝えしつつ、リスクを見える化しながらお客さまの意向を丁寧にヒアリングすることにより、満足度の高い提案が可能になります。

保険提案の ポイント

1. 高額療養費や傷病手当金の給付について図を書きながら数字で具体的に説明する
2. 病気による経済的損失を理解してもらい対処方法のひとつとして医療保険を提案

山中 伸枝

一般社団法人公的保険アドバイザー協会理事
株式会社アセット・アドバンテージ代表取締役 CFP®

1993年、米国オハイオ州立大学ビジネス学部卒業後メーカーに勤務。これからは自らの知識と信念で自分の人生を切り開いていく時代と痛感し、FPを目指す。著書：『ど素人が始めるiDeCo(個人型確定拠出年金)の本』(翔泳社)他

